

報道発表資料

2025年10月14

日

自然環境

野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について（疑い事例、宮城県栗原市）

宮城県栗原市で令和7年10月9日（木）に、マガンの死亡野鳥1羽が回収され、国立研究開発法人国立環境研究所で遺伝子検査を実施したところ、同年10月10日（金）にA型鳥インフルエンザウイルスが検出された旨の報告がありました。

本事例は、今シーズンで一例目の、野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生が疑われる事例となります。今後、本事例について、病原性検査を実施し、高病原性鳥インフルエンザであるか否かを確認します。

この報告を受け、回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化します。

詳細情報

		場所		検体情報		簡易検査		遺伝子検査		野鳥監視重点区域
	回収日	都道府県	市町村	検体の種類	鳥種名	結果判明日	結果	結果判明日	結果	指定日
疑い事例	10/9	宮城県	栗原市	死亡野鳥	マガン	10/9	陰性	—	検査中	10/10

※ 現時点では、遺伝子検査でA型鳥インフルエンザウイルスが検出された段階であるため、病原性は

未確定であり、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されたわけではありません。今後、高病原性鳥インフルエンザウイルスの遺伝子検査を引き続き国立環境研究所で実施予定です。最短で令和7年10月15日（水）に病原性が判明する可能性があります。検体の状態によっては判明するまで数日以上かかる可能性があります。

留意事項

（１）鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをいただければ、過度に心配する必要はありませんので、周辺地域のみならず国民の皆様におかれましては、冷静な行動をお願いします。

（２）同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場に御連絡ください。

（参考）野鳥との接し方について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

【公表について】

環境省では、野鳥監視重点区域の設定又は解除により対応レベルに変更がある場合のほか、野鳥等において鳥インフルエンザに由来する大量死が確認された場合等、緊急性が高い場合には報道発表を行い、その他の案件等は、下記環境省ホームページに発生状況を随時掲載することとします。

【参考情報】

- ・高病原性鳥インフルエンザに関する情報（環境省ホームページ）

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html

- ・野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html

連絡先

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

代表	03-3581-3351
直通	03-5521-8285
室長	佐々木 真二郎
室長補佐	佐藤 大樹
係長	河邊 健
担当	堀内 聖矢

関連情報

関連Webページ

- ▶ [高病原性鳥インフルエンザに関する情報](#)